

令和5年5月2日

保護者 様

真庭市立湯原中学校

校長 後安理吉

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育にご理解ご協力をいただくとともに、生徒の健康管理に大変なお力添えをいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う5月8日以降の学校の対応について、次のとおりといたします。つきましては、対応についてご理解いただきますようお願いいたします。

- ・生徒が感染した場合は出席停止扱いとし「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。治癒証明及び陰性証明は求めません。
- ・濃厚接触者としての特定は行われなないこととなるので、同居家族が感染している場合においても、生徒本人の感染が確認されていない場合は、出席停止扱いとはなりません。登校してもかまいません。
- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。
- ・学校では引き続き、毎朝の健康観察、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった感染予防対策を講じていきます。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しないようにお願いします。